

関原発第537号
2020年2月20日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16

関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年12月26日付け関原発第453号をもって変更認可申請（2020年1月30日付け関原発第506号で一部補正）しました、高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・別添を添付 1 のとおり補正する。

以 上

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

保安に関する職務	変更前	変更後	理由
<p>第 5 条</p> <p>(前略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>(前略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備</u>に関する業務を含む）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条</p> <p>(前略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備</u>に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(25) 第 2 項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、<u>有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備</u>に関する業務を含む）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備に係る職務内容の明確化)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略) (1) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）およびその他の自然災害発生時の体制の整備に関する事項 (以下略)	(原子力発電安全運営委員会) 第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正 (中略) (1) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時（3号炉および4号炉）の体制の整備に関する事項 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の制改正について、安全運営委員会審議事項へ追加)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1.0 条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1.0-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1.0-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p> <p style="text-align: center;">表 1.0-2</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 1.0 条 原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1.0-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1.0-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p> <p style="text-align: center;">表 1.0-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条文</th><th style="text-align: center;">内容</th><th style="text-align: center;">条文</th><th style="text-align: center;">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火災が発生した場合に講じた措置の結果</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)</td></tr> </tbody> </table>	条文	内容	条文	内容	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)	<p>（原子炉主任技術者の職務等）</p> <p>第 1.0 条 原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表 1.0-1 に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表 1.0-2 に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p> <p style="text-align: center;">表 1.0-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条文</th><th style="text-align: center;">内容</th><th style="text-align: center;">条文</th><th style="text-align: center;">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火災が発生した場合に講じた措置の結果</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)</td><td style="text-align: center;">第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）</td><td style="text-align: center;">有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)</td></tr> </tbody> </table>	条文	内容	条文	内容	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)
条文	内容	条文	内容																																															
第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																															
第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																																															
第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）																																															
第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																															
第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)																																															
条文	内容	条文	内容																																															
第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																															
第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)	第 1.8 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)																																															
第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）	第 1.8 条の 2 の 2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果（3号炉および4号炉）																																															
第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第 1.8 条の 3（その他自然災害発生時の体制の整備）	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																															
第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)	第 1.8 条の 5（重大事故等発生時の体制の整備）	有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉) 第 4 項に定める成立性の確認訓練の結果（3号炉および4号炉） (以下略)																																															

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 1.5 条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施するサーベーランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉） (8) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）<u>およびその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</u> (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）</p>	<p>(運転管理に関する社内標準の作成)</p> <p>第 1.5 条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第 8 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施するサーベーランスに関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉） (8) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉）<u>、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</u> (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内標準の作成等を追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※²を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等<u>および自然災害発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※²を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u>」に従い策定する。</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 （有毒ガス対応の追加に伴う添付 2 の名称変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2　3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の2　3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 2の名称変更

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合は発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然灾害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合は発生した場合(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動※1を行いう体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 2の名称変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※ ¹ を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の実施基準」に従い策定する。 (以下略)	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※ ¹ を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の実施基準」に従い策定する。 (以下略)	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 2の名称変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
(新規追加) <u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u> 第1.8条の3の2、3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	 <u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u> 第1.8条の3の2、3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に伴う変更（有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加）」 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	 <u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u> 第1.8条の3の2、3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下、「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行う計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に伴う変更（有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加）」 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員等の活動を行うために必要な資機材の配備 2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4. 各課（室）長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>（中略）</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (S.A時の有毒ガス対応を追加)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第一次改正）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第一次改正）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第1.3.2条</p> <p>(前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>その他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表1.3.1-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>その他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員)に必要な教育を受けること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第1.3.2条</p> <p>(前略)</p> <p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>その他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表1.3.1-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>その他自然災害(地震、津波および竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に従事する請負会社従業員)に必要な教育を受けること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>(有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動に係る保安教育の追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>附 則 (年 月 日 平成26原安管通達第3号—) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この通達は、令和2年5月1日以降最初に3号炉または4号炉の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の検査(施設定期検査)を終了した日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正の経過措置終了日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正の経過措置終了日から施行する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2　火災、内部溢水、火山影響等<u>および</u>自然災害 発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3 関連)</p>	<p>添付2　火災、内部溢水、火山影響等、<u>および</u>自然災害 <u>および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準</u> (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 <u>および第18条の3の2</u>関連) (有毒ガス対応の追加に伴う添付 2の名称変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス対応の追加に伴う添付 2の名称変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理 由
<p>(前略)</p> <p>7. 有毒ガス (新規追加)</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員(以下、「<u>運転員等</u>」といふ。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「<u>可動原</u>」といふ。)に施行・立会する者(以下、「<u>会人</u>」といふ。)および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下、「<u>終息活動</u>」といふ。)を行う要員等を確保する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 所長室長は、第1.3.1条および第1.3.2条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備 各課(室)長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課(室)長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「<u>固定源</u>」といふ。)に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動原の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果</p>	<p>(前略)</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更(有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p> <p>安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員(以下、「<u>運転員等</u>」といふ。)の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「<u>可動原</u>」といふ。)に施行・立会する者(以下、「<u>会人</u>」といふ。)および有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下、「<u>終息活動</u>」といふ。)を行う要員等を確保する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。 (2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。 (3) 所長室長は、第1.3.1条および第1.3.2条に基づき、発電所の入所者に対して、有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備 各課(室)長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具その他の必要な資機材を配備する。</p> <p>7.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 各課(室)長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下、「<u>固定源</u>」といふ。)に対して、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 各課(室)長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動原の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更(有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規追加)</p> <p>果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(①) 各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する限り(以下、「防波堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>各課(室)長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔壁、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>c. 保守管理、点検</p> <p>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を降減する機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、7.1項から7.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (有毒ガス発生時の運転員等の防護のための活動について、要員、教育訓練、資機材配備等の活動を追加)</p> <p>各課(室)長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を降減する機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>7. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、7.1項から7.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(前略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(新規追加)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(前略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(新規追加)</p> <p>・実用發電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更 (SA時の有毒ガス対応を追加)</p> <p>・安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うよう、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防波堤等の運用管理および防波堤等の保守管理の実施により、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようする手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p> <p>(1) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対して配備した防護具を着用することなしに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるように手順および体制を社内標準に定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員（当直員）に連絡し、運転員（当直員）が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。</p> <p>(以下略)</p>	